

学校法人松翠学園役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人松翠学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第34条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職手当その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、教職員給与規程に基づくものを含まない。
- (3) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬月額)

第3条 役員の報酬の月額は、次のとおりとする。

理 事 長	375,000円
常 務 理 事	200,000円
上記以外の理事	100,000円
監 事	50,000円

(賞与)

第4条 役員の賞与は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する理事及び常務理事に対して支給し、他の理事及び監事には支給しない。

2 賞与の額は、報酬月額に6月に支給する場合においては100分の200、12月に支給する場合においては100分の250を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその役員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 在職期間の計算は、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び同施行規則を準用する。

4 賞与の支給日は、それぞれの基準日から起算して30日を終えない範囲において理事長が定める。

(報酬の支給日)

第5条 報酬の支給日は、その月の21日とする。ただし、その日が休日又は金融機関の休日に当たるときはその前日とする。

第6条 役員の退職手当は、別に定める役員退職手当（功労手当）支給規程により支給する。

（費用）

第7条 役員の旅費は、別に定める役員等出張旅費規程により支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第8条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（公表）

第10条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

学校法人松翠学園役員退職手当（功労手当）支給規程

（目的）

第1条 この規程は、役員退職手当支給に関する事項を定めることを目的とする。

（支給範囲）

第2条 支給範囲は、役員報酬規程第4条の理事長及び総務担当理事とし、他の理事・監事には支給しない。

（退職手当の額）

第3条 退職手当の額は、退職者の退職した日の属する月の報酬手当、勤続年数等を勘案し、理事会の議決により決定する。尚、退職手当の支給を受ける者が学園に債務を負担している場合には、その債務を差し引いた額を退職手当とする。

（功労手当）

第4条 本学園に対し特に功労のあった者に対して、退職手当に功労手当を附加することがある。

（死亡退職者の退職手当と遺族の範囲及び順位）

第5条 役員が在職中、死亡により退職したときは、この規程に定めるところにより、その遺族に退職手当を支給する。

2 前項に定める遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）。
- (2) 子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹で役員の死亡当時、主としてその収入によって生活を維持していた者。
- (3) 前号に掲げる者のほか役員の死亡時、主としてその収入によって生活を維持していた者。
- (4) 子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者。

3 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により又第2号及び第4号に掲げる者にあつては、同号に掲げる順位による。この場合において父母については養父母を先にし、実父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

4 遺族のない場合は、理事会の定めるところによる。

（支払期日）

第6条 退職手当は、退職後1箇月以内に支給する。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。